

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行（令和3年6月1日） に係る関連省令等の整備について（概要）

1. 背景・趣旨

令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布され、第一種動物取扱業による適正飼養等の促進や都道府県知事による不適正飼養に対する指導等の拡充措置等について新たな規定が設けられた。

改正法は令和2年6月1日に本格施行し、動物取扱業に係る飼養管理基準に関する規定は令和3年6月1日、マイクロチップの装着等の義務化に関する規定は令和4年6月1日から施行される。

このうち飼養管理基準に関する規定は、有識者による専門的な検討及び中央環境審議会動物愛護部会での議論を経て、本年1月7日に中央環境審議会から環境大臣に対して答申がなされた^{*}。本答申を踏まえ、今般、以下のとおり環境省令等の整備を行うこととする。

※動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について
（第3次答申。「適正な飼養管理基準の具体化」に係るもの）

2. 環境省令等の整備

以下のとおり整備する。

- ① 第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（基準省令） 【新規制定】
- ② 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令 【一部改正】
- ③ 第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目 【廃止】
第二種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目 【廃止】

3. 規定内容の概要

- (1) 飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項 【基準省令第2条第1号及び第3条第1号】

●運動スペース分離型飼養等（ケージ飼育等）を行う際のケージ等の基準

<寝床や休息場所となるケージ>

- ・ 犬：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
- ・ 猫：タテ（体長の2倍以上）×ヨコ（体長の1.5倍以上）×高さ（体高の3倍以上）、1つ以上の棚を設け2段以上の構造とする。
- ・ 複数飼養する場合：各個体に対する上記の広さの合計面積と最も体高が高い個体に対する上記の高さを確保。

<運動スペース>

- ・ 下記の一体型飼養等と同一以上の広さを有する面積を確保し、常時運動に利用可能な

状態で維持管理すること。

●運動スペース一体型飼養等（平飼い等）を行う際のケージ等の基準

- ・ 犬：床面積（分離型ケージサイズの6倍以上）×高さ（体高の2倍以上）
複数飼養する場合：床面積※（分離型ケージサイズの3倍以上×頭数分）と最も体高が高い犬の体高の2倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する犬のうち最も体長が長い犬の床面積の6倍以上が確保されていること。
 - ・ 猫：床面積（分離型ケージサイズの2倍以上）×高さ（体高の4倍以上）、2つ以上の棚を設け3段以上の構造とする。
複数飼養する場合：床面積※（分離型ケージサイズの面積以上×頭数分）と最も体高が高い猫の体高の4倍以上を確保。
※床面積は、同時に飼養する猫のうち最も体長が長い猫の床面積の2倍上が確保されていること。
 - ・ 繁殖時：親子当たり上記の1頭分の面積を確保（親子以外の個体の同居は不可）。
- ケージ等及び訓練場の構造等の基準
- ・ 金網の床材としての使用を禁止（犬又は猫の四肢の肉球が傷まないように管理されている場合を除く）、錆、割れ、破れ等の破損がないこと。

(2) 動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項

【基準省令第2条第2号及び第3条第2号】

- ・ 犬：1人当たり繁殖犬15頭、販売犬等20頭が上限
 - ・ 猫：1人当たり繁殖猫25頭、販売猫等30頭が上限
- いずれも、親と同居している子犬・子猫及び繁殖の用に供することをやめた犬・猫は頭数に含めない（その飼養施設にいるものに限る）。
- ・ 犬及び猫の双方を飼養又は保管する場合の1人当たりの上限は、別表で定める。

(3) 動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項

【基準省令第2条第3号及び第3条第3号】

- ・ 飼養施設に温度計及び湿度計を備え付け、低温・高温により動物の健康に支障が生じるおそれがないように飼養環境を管理すること。
- ・ 臭気により飼養環境又はその周辺の生活環境を損なわないよう、清潔を保つこと。
- ・ 自然採光又は照明により、日長変化（昼夜の長さの季節変化）に応じて光環境を管理すること。

(4) 動物の疾病等に係る措置に関する事項【基準省令第2条第4号及び第3条第4号】

- ・ 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- ・ 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

(5) 動物の展示又は輸送の方法に関する事項

【基準省令第2条第5号及び第3条第5号】

- ・ 犬又は猫を長時間連続して展示する場合は、休息できる設備に自由に移動できる状態を確保。それが困難な場合は、展示時間が6時間を超えるごとに、その途中に展示を行わない時間を設けること。
- ・ 飼養施設に輸送された犬又は猫については、輸送後2日間以上その状態（下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る）を目視によって観察すること。

(6) 動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項

【基準省令第2条第6号及び第3条第6号】

- ・ 犬：雌の生涯出産回数は6回まで、交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が6回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・ 猫：雌の交配時の年齢は6歳以下、ただし、7歳に達した時点で生涯出産回数が10回未満であることを証明できる場合は、交配時の年齢は7歳以下とする。
- ・ 犬又は猫を繁殖させる場合には、必要に応じて獣医師等による診療を受けさせ、又は助言を受けること。
- ・ 帝王切開を行う場合は、獣医師に行わせるとともに、出生証明書並びに母体の状態及び今後の繁殖の適否に関する診断書の交付を受け、5年間保存すること。
- ・ 犬又は猫を繁殖させる場合には、前述の健康診断、上記の帝王切開の診断その他の診断結果に従うとともに、繁殖に適さない犬又は猫の繁殖をさせないこと。

(7) その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項（動物の管理に関する事項）

【基準省令第2条第7号及び第3条第7号】

- ・ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、以下のいずれかの状態にしないこと。
 - 被毛に糞尿等が固着した状態
 - 体表が毛玉で覆われた状態
 - 爪が異常に伸びている状態
- ・ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、清潔な給水を常時確保すること。
- ・ 運動スペース分離型飼養等を行う場合、犬又は猫を1日3時間以上運動スペース内で自由に運動できる状態に置くこと。
- ・ 犬又は猫を飼養又は保管する場合には、散歩、遊具を用いた活動等を通じて、犬又は猫との触れ合いを毎日行うこと。

なお、第一種動物取扱業の登録基準を規定する施行規則の関連条項を改正し、犬猫に係る飼養施設、設備（ケージの規模等）及び従業者数（1人当たり飼養頭数）に関する遵守基準については、登録基準にも準用する。

4. 施行期日・経過措置

施行期日：令和3年6月1日（一部の規定を除く）

経過措置：以下のとおり。

■飼養施設に備える設備の規模に関する事項

ケージの更新等に一定の準備期間が必要なため、

- ・新規事業者は、令和3年6月から適用
- ・既存事業者は、令和4年6月から適用

※1日3時間以上の運動スペース内での運動の実施は、ケージサイズと同時に適用

■従業者の員数に関する事項

行き場を失う犬猫の遺棄や殺処分、不適正飼養を防ぎ、新規従業者の確保又は譲渡等による飼養頭数の削減を行う期間が必要なため、段階的に5頭ずつ減らす。第2種動物取扱業では、ブリーダー等の第1種動物取扱業からの譲渡が増加する可能性があることから、完全施行時期を1年遅らせる。

- ・新規事業者は、令和3年6月に完全施行
- ・既存事業者は、段階的に適用し、
令和6年6月から完全施行（第1種動物取扱業）
令和7年6月から完全施行（第2種動物取扱業）

■繁殖の方法に関する事項

マイクロチップの装着が義務化され、年齢の確認及び台帳による繁殖回数確認に対する実効性を担保できること*を考慮し、

- ・メスの交配年齢、出産回数に係る規定は、令和4年6月から適用
※令和3年6月から生涯出産回数の繁殖台帳への記入を義務化し、遵守状況を確認できる体制を整えた上で、令和4年6月から適用
- ・年1回の健康診断及び帝王切開に係る規定は、令和3年6月から適用

5. その他

飼養管理基準に関連しない改正内容として、

- ・施行規則第13条の2（特定動物の飼養又は保管を行う目的）
- ・施行規則様式第12及び12の2

について表現の適正化等を行う。